

災害時のペット対策

～ペット同行避難ガイドライン～



I はじめに

- 1 ペット同行避難ガイドライン P1
- 2 ペット同行避難 P2

II 飼い主編

- 1 平常時に備えておくこと P3～P6
- 2 発災時に必要な対応 P7～P9

III 避難所編

- 1 平常時に備えておくこと P10
- 2 発災時に必要な対応 P11～P15

IV 様式 P16～P21

阿見町町民生活部生活環境課

令和4年3月 作成

令和8年9月 一部修正

I はじめに

大規模災害発生時をはじめ台風の接近時には、多くの町民の方々が避難所で生活することが予想されます。

このような状況下においては、ペットを同行させる避難も想定されることから、それぞれの避難所が、飼養場所や飼養管理ルールなど、避難所でのペットの受け入れについて、あらかじめ準備しておくことが大切です。

ペットの受け入れは、災害の種類、被災状況、時間経過等によりその条件が変わります。また、避難所ごとの避難者の状態などによっても、受け入れの状況が異なることが想定されます。

そのようなことから、避難者やペットのストレスができるだけ少なくなるような避難所生活に繋がることを目指して、本ガイドラインを作成しました。

災害発生時に混乱を生じることがないように、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や避難所を運営されている人など、地域の皆様にご活用いただければ幸いです。

1 ペット同行避難ガイドライン

避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、避難所の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくことが必要です。

また、地震や台風など、様々な災害に備えるため、平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

本ガイドラインは、犬・猫の飼い主と避難所それぞれにおける「平常時の備え」及び「発災時の対応」について、標準的な対応を記載しました。

2 ペット同行避難

ペット同行避難とは、災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、指定された避難所に避難することで、避難所において飼い主がペットと同室で飼育管理することではありません。

また、避難所で受け入れられるペットの種類は、犬・猫となります。

飼い主の対応	
平常時の備え	・大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。 ・他の避難者に迷惑をかけないためにも、基本的なしつけをしておきましょう。 ・5日分以上の物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しましょう。 ・各種ワクチンの接種や寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。 ・同行避難が困難な場合を想定し、ペットの一時預け先を確保しておきましょう。
発災時の対応	・ペット同行避難するしないを判断します。 ・飼い主が責任をもってペットの飼育・衛生管理を行いましょう。 ・飼い主同士の協力体制を作り、ペット飼育ルールを作りましょう。（長期） ・避難所を出られる時には、ペット一時飼育場所の清掃・片付けを行いましょう。

避難所の対応	
平常時の備え	・ペット同行避難を想定した訓練を定期的に行います。
発災時の対応	・安全にペットを受け入れることができるよう、条件を設定します。 ・特定犬については、受け入れることができません。 ・ペットの一時避難場所の設営をすること。 ・ペットの受付を行い、ペットの情報を把握すること。 ・ペットの一時飼育場所を飼い主に伝え、ペットを収容します。 ・盲導犬の同伴については、避難所への入室を受け入れること。 ・苦情が発生した場合には、飼い主などに改善するよう指示をすること。 ・飼い主以外の避難者に、ペットが飼育されていることを周知すること。

※飼い主の対応、避難所の対応は、次の「飼い主編」、「避難所編」でそれぞれ詳しく説明します。

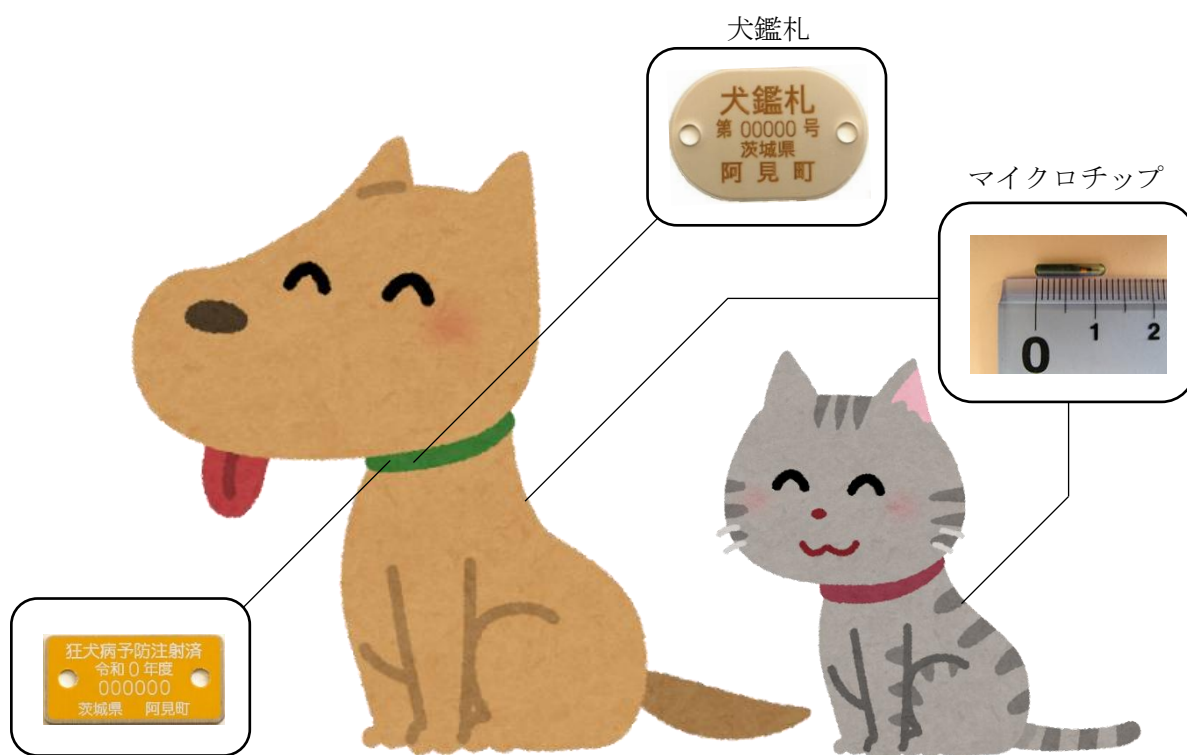
Ⅱ 飼い主編

まず飼い主自身の安全、そして共に避難するペットの安全を確保してください。人とペットが安全に避難し、共同生活を送る拠点などの避難先で、周りの人へ迷惑をかけずに過ごすためには、日頃からの心構えと備えが必要です。

1 平常時に備えておくこと

(1) 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になった動物を探す時や保護された時、必要となるのが飼い主を識別できる情報です。大切なペットのために、飼い主の明示を徹底しましょう。



狂犬病予防注射済票 ※年度により色は異なります。

犬の場合	猫の場合
鑑札 狂犬病予防注射済票 首輪 迷子札（飼い主の氏名・連絡先等を記す） マイクロチップ など ※鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は、災害の発生にかかわらず狂犬病予防法で飼い主の義務となっております。	首輪 迷子札 マイクロチップ など

マイクロチップ

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字（番号）が記録されています。一度体内に埋め込むと、脱落したり、消失することはありません。データバンクに登録された飼い主情報は消えることがない確実な証明です。動物病院で簡単に装着することができ、動物の健康にも影響はありません。

引っ越しなどで飼い主の情報に変更が生じた場合には、必ずデータバンクに届出を行ってください。



（２）「しつけ」をし、社会性を身につけさせておきましょう

避難所でのトラブルを防止するためや他の避難者に迷惑をかけないためにも、基本的なしつけをしておきましょう。他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。また、飼い主がキャリーバックやケージを準備して日頃から慣らしておくことなど、下の①から⑤を参考に、日常生活の中で取り組んでください。



①人や動物との接触に慣らしておく

犬の場合

なるべく多くの人や動物に接することで、社会性を身につけさせます。積極的に触れ合うというよりは、平常心でいられることを目標としましょう。

猫の場合

家族以外の人にも慣らしておきましょう。

②様々な音や物に慣らしておく

日頃から様々な環境を無理なく体験させておきましょう。環境の変化によるストレスを軽減させることができます。

③キャリーバックやケージに慣らしておく

外出する時だけに使用するのではなく、日頃から扉を開けた状態で部屋に置き、ペットがくつろいだり眠ったりする「安心できる場所」として慣らすことで、速やかな避難行動ができ、避難生活での使用においてもストレス軽減につながります。



④不必要に吠えない（鳴かない）ようにしておく

慣れない環境やストレスで吠えることもあります。日頃からのしつけを通して原因と対策を考えておきましょう。

意思によるもの	恐怖や不安によるもの
吠えた時に要求を満たしたり、反応したりしていると、意思が通るまで吠え続けるようになります。大人しくしている時に褒めるなど、静かにすることに関心を向けるようにします。	社会的環境に慣れていないと、見慣れない人を見たり、飼い主が離れたりしただけで強い不安感を感じて吠えることがあります。人や動物や生活音に慣らすなどして適切な社会経験を積ませることや、ペットだけで過ごす時間に慣れさせることが大切です。

※程度により専門的な対応が必要な場合もあります。必要に応じて、獣医師や訓練士などの専門家に相談しておきましょう。

⑤ペットの身体のどこでも触れるようにしておく

災害時の健康チェックや応急措置、動物病院でも役に立ちます。

（３）動物用避難用品の確保

避難所には、ペットフードやケージ等、ペット用品の備蓄はありません。大災害時には、支援物資が届くまでには相当な日数を要します。そのため、ペットと避難する際に使用するキャリーバックやケージの他に、少なくとも５日分以上（できれば７日分以上）の物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しましょう。

ペット用非常持出袋の中身の一例

- ・ ペットフード５日分（できれば７日分）
- ・ 療法食
- ・ 飲料水５日分（できれば７日分）
- ・ 食器
- ・ ケージ、キャリーバッグ、リード（伸びないもの）
- ・ 常用薬
- ・ 狂犬病予防注射済票（犬の場合）
- ・ 飼い主とペットの写真
- ・ ワクチン接種状況、既往歴、健康状態、かかりつけの動物病院の情報
- ・ 飼い主の連絡先
- ・ ペットシーツ等トイレ用品
- ・ 消臭スプレー



(4) 健康管理

災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにする必要があります。各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。

あわせて、ペットの写真、服用薬などの情報を記録した「ペット防災ハンドブック」を作っておきましょう。

また、必要事項を記入後、ペット用非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せるようにしてご活用してください。



(5) ペットの一時預け先の確保

避難所への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。特に、特定犬については、避難所内で重大な事故を未然に防ぐ必要があることから、ペット同行避難を受け入れることができません。そのため、特定犬を飼育している人は、災害が発生してから一時預け先を探すことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

※動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物については許可を受けた飼養施設で飼養する必要があります。

※特定犬の定義については、P. 11 をご参照ください。



ペットの一時預け先

- ・ペットが慣れている親戚、知人
- ・動物病院
- ・民間団体の施設 など

※後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用など、事前に確認しておきましょう。

2 発災時に必要な対応

(1) 避難先・避難方法の判断

自宅や地域の損壊状況の把握、家族やペットの状況を確認し、避難方法を判断します。

①避難所にペット同行避難をする場合

避難者の中には、動物の苦手な人や動物アレルギーの人もあります。臭い・鳴き声・抜け毛などについて普段以上に周囲に配慮することが大切です。避難の前に、下記の準備ができているか、もう一度確認しておきましょう。

ペット同行避難をする前の準備

- ・ペットに鑑札や迷子札などを付けた首輪を装着すること（飼い主の明示）
- ・ペットの大きさに合わせたキャリーバックやケージに入れて連れていく（または、ケージを持っていく）こと
- ・物資を入れた「ペット用非常持出袋」をもっていくこと



②ペット同行避難所

台風などによる避難所

- ・中央公民館（屋外車庫）
- ・舟島ふれあいセンター（屋外車庫）

大災害による避難所

- ・中央公民館（屋外車庫）
- ・舟島ふれあいセンター（屋外車庫）
- ・各小中学校（校庭に設置したテント）

※災害の程度によっては開設しない避難所があることから、町が配信する防災情報（HP、防災無線、あみメール、広報車）を確認の上、避難してください。

③避難所にペット同行避難をしない場合の飼育について

避難所にペット同行避難をしない場合には、次のような対応が想定されます。

ペット同行避難をしない場合の対応

○在宅避難

- ・避難所への避難ではなく、自宅に留まる避難です。在宅避難を考えている方は、事前に自宅が安全なのかをハザードマップなどにより確認しておきましょう。

○車の中で飼育

- ・ペットを車内で飼育すると、ペットの健康を損なう恐れがあります。車内で飼育する場合は温度や湿度を確認し、熱中症などに気をつけましょう。

○一時預け先での飼育

- ・災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院または民間団体の施設などを、事前に確認しておきましょう。

(2) 避難所での飼い主の役割

避難所運営職員の指示に従い、飼い主が責任をもってペットの飼育・衛生管理を行いましょう。

ペットの受付

- ・受付を行うとき、ペットは避難所内に入れず、避難所の外で待機させてください。
- ・受付は、避難者の受付の他に「ペット個別記入票（様式1）」、「同意書（様式2）」及び「個体識別票（様式3）」を記入してください。

ペットの一時飼育場所

- ・ペットは、原則としてキャリーバックやケージに入れてください。

飼い主の明示

- ・ペットの飼い主及び飼い主の所在を明示するため、キャリーバックまたはケージに個体識別票（様式3）をつけてください。

給餌

- ・鳴き声などのトラブル防止のため、明るい時間に行ってください。

ペットの一時飼育場所及び周囲の衛生管理

- ・飼い主同士が協力して、ペットの一時飼育場所やケージなどの清掃を徹底してください。また、ペットの排泄物は適切に処理してください。

(3) 飼い主同士の協力体制（長期的避難）

大災害により避難が長期的になる場合は、ペットの飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるように、避難所の飼い主で「飼い主の会」を組織し、会の代表者を決めるなどして、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。



飼い主の会の組織

会 長 … 会全体の統括及び避難所運営職員との調整窓口 など

副会長 … 会長の補佐

管理班 … 動物救護被災地域支部との連絡、情報収集、保護失踪情報の掲示、避難所内のトラブルの解決、ルールの徹底・見直し、ボランティアの受け入れ、生活環境課との情報受伝達 など

衛生班 … 飼養場所や避難動物の設営・管理、獣医師会による避難動物の健康相談等の窓口の開設等、飼養場所全体やその周辺の清掃・消毒、ペット共用トイレの掃除・糞尿の処理、飼養場所の見回り など

給餌班 … エサの調達・管理、食事管理、健康管理等 など

(4) ペット飼育ルールの作成（長期的避難）

避難所には多くの方が避難してきます。他の避難者に迷惑を掛けないようにすること、避難所の衛生管理をすることが重要な課題となります。そこで、飼い主の会が中心となって、一部の人の負担にならないよう、効率的な運営ができるようにペット飼育ルールを決定します。また、避難所で決めたペット飼育ルールを避難所内に掲示し、広く周知します。

以下にペット飼育ルール作成時の留意点を示します。

共同生活

- ・ 飼い主は、人優先の原則を守り、ペットを飼っていない人に動物の理解をしてもらえるよう努力する。
- ・ 飼い主は責任を持ってペットの管理をしなければならない。
- ・ ペットは避難所運営職員から指定された場所以外での飼育をしない。
- ・ 犬・猫は定期的に運動させるが、その際には必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対にしない。
- ・ 飼い主は、ペットによる苦情・危害防止に努める。また、避難動物における苦情等については、飼い主及び苦情内容に関連した班が責任を持って対応する。



避難所内の衛生管理の徹底

- ・ 飼養場所・施設を清潔にし、必要に応じて消毒をする。
- ・ ペットの抜け毛の対策を講じる。
- ・ ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんとする。
- ・ 食べ残しの餌はすぐに片付ける。

動物の健康管理の徹底

- ・ ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をする。

(5) 避難所を出られる時

飼い主が責任をもってペットの一時飼育場所の清掃・片付けなどを行い、原状復旧をお願いします。後日、生活環境課で消毒作業を行います。



Ⅲ 避難所編

避難所は、多くの避難者が共同生活を送る場所です。避難所運営職員は、避難所の円滑な運営のために、あらかじめペットと同行避難してくる人を想定し、ペットの一時飼育場所を設定することで、他の避難者とのトラブルを防ぎ、円滑な避難所運営を行うことができます。

1 平常時に備えておくこと

(1) 飼い主への周知

飼い主の皆様が、ペットを連れて円滑にペット同行避難所にたどり着けるよう、町ホームページにて周知を行います。

(2) 避難所訓練でのペット同行避難への取組

避難所での防災訓練時に、ペット同行避難を想定した訓練（受入訓練など）を定期的に行います。

(3) スターターキットの取組

避難所開設直後、速やかに受け入れ態勢が整えられるよう、スターターキットを作成し、避難所に備えておきます。



スターターキット

○指示書

- ・指示書1枚が1つのミッションです。
- ・イラストを使って誰が読んでも理解できる指示を記載すること。
- ・ミッションを1つずつクリアすることで誰でも準備が進められるようにすること。

○物資

- ・ミッションを進めるために必要な物資を入れること。

例) ブルーシート、養生テープ、軍手、カッター、筆記用具、ゴミ袋、など

○関係書類

- ・ペット専用の受付名簿、飼い主向け配布物、各種掲示物、ケージに貼るネームプレートなどを入れること。

2 発災時に必要な対応

(1) 避難所におけるペットの受入条件

災害時は人命が最優先となります。そのような中、限られた空間である避難所には、様々な状況の人々が避難してくることが予想されます。動物アレルギーを持つ避難者がいる場合、避難所のペットの存在が、健康を害することにつながることも考えられることなどから、避難所において安全にペットを受け入れることができるよう、以下の項目をペットの受け入れ条件として設定します。

ペットの受け入れ条件

- ・受け入れるペットの種類は、犬・猫とする。
- ・ペットはケージに収容する。ただし、長期的避難で受入場所が屋外の場合は、係留も認める。
- ・避難所では、飼い主とペットは別々の部屋（場所）で過ごす。
- ・犬の場合、2年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。
 - ※当該年度または前年度の狂犬病予防注射済票で確認する。
 - ※病気等の理由で、予防接種ができないことを獣医師が証明した書類を持参した場合は受け入れる。また、所有者不明犬が持ち込まれた場合、接種状況が不明であるが、可能な限り受け入れる。
- ・ペットの飼養は糞尿などの始末を含め、飼い主（迷い動物を持ち込んだ人も含む。以下「飼い主」という。）が行う。長期的避難になった場合は、避難所ごとで組織する「飼い主の会」に必ず入会し、飼い主が全体で協力して避難動物の飼養を行うこと。
- ・ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
- ・飼い主は、ペットが感染症等にかかる可能性があることを承知しておく。
- ・飼い主は、避難所のルール及び避難所運営職員の指示に従う。
- ・飼い主は、ペットの受け入れの際に、上記の項目に同意する旨の同意書（様式2）を、避難所運営職員に提出する。
- ・長期的避難の場合、所有者不明動物（迷い動物）を保護し、避難所に持ち込む人がいることが考えられる。その場合は、避難所で一時的に受け入れ、動物指導センターに引き渡すまでは、持ち込んだ人が動物の世話をする（飼い主の会にも入会する）こと。



(2) 受け入れることのできない犬

避難所内で重大な事故を未然に防ぐ必要があります。そのため特定犬については、受け入れることはできません。

特定犬とは

○人に危害を加える恐れのあるものとして知事が定める8犬種

- ・秋田犬、紀州犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレートデン、セント・バーナード、アメリカン・スタンフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブル・テリア）の8犬種

○上記8犬種以外で体高及び体長が一定以上の犬（雑種も含む）

- ・体高（地上から肩の高さ）60cm以上及び体長（肩から尾の付け根）70cm以上の犬

○県知事が指定した犬

- ・危険性があるとあらかじめ判断された犬



(3) ペットの一時飼育場所の設営

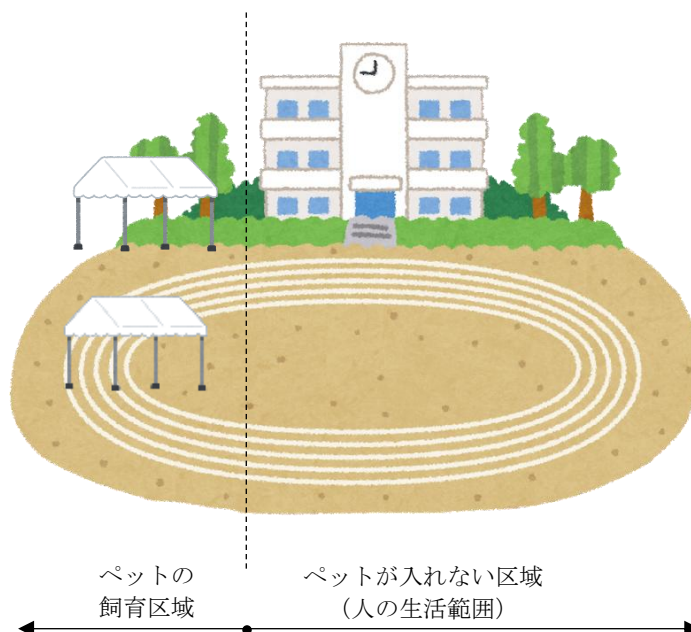
ペットの一時飼育場所の設営は、避難所ごとに違うため、下記の項目を参考にして設営をすること。

中央公民館・舟島ふれあいセンター

- ・設営場所が屋外車庫内であることから、車庫内に止めてある車を移動させること。

各小中学校

- ・設営場所が校庭の一部であることから、雨や風をしのげるようにするため、テントを設置し横幕を四方に取り付ける必要があります。
- ・風によりテントが横転しないよう、杭などでテントを固定する必要があります。



各避難所共通

- ・設営場所には、誰にでも分かるように張り紙や区画線等で明示する。
- ・噛みつき事故防止のため、関係者以外立ち入り禁止の表示をする。
- ・ペットの生活環境を整えるため、夏場など気温が高い時期は、扇風機と発電機を用意する必要があります。また冬場など気温が低い時期は、ストーブと燃料を用意する必要があります。

(4) ペットの受け付け

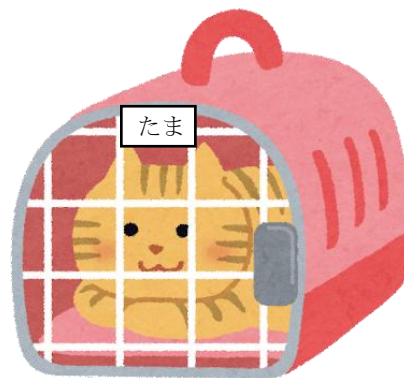
避難者の受付と同様に、ペットについても受付を行います。この時、トラブル防止のため、受け付けが終わるまでの間、ペットを建物内に入れないこと。

受付では、飼い主に「ペット個別記入票（様式1）」及び「同意書（様式2）」を記入してもらい、ペットの情報を把握すること。

(5) ペットの収容

設定したペットの一時飼育場所を飼い主に伝え、ペットを収容します。また、ペットの一時飼育場所で個体を識別できるよう、飼い主に「個体識別票（様式3）」を記入してもらいケージに掲示するよう説明すること。

避難が長期化する場合には、トラブル発生時の迅速な対応を行うために「ペット個別記入票（様式1）」をもとに、「ペット飼育者一覧表（様式4）」を作成します。



- ・ストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りよけの整備をする。
- ・可能であれば、動物の種類、大きさや性別ごとに分ける（※ペット同士のストレス軽減のため）。

(6) 身体障害者補助犬の取扱い

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬、以下「補助犬」という）はペットではありません。

被災者が補助犬を連れて避難してきた場合には、補助犬の避難所への入室を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められております。（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）

補助犬の同伴については、円滑に受け入れること。



【注意点】

- ・補助犬は訓練されていますが、環境の変化などにより神経質になっていることがあるため、不用意に触れたりしないよう、他の避難者に周知する必要があります。
- ・避難者の中には、動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいます。そのような方への配慮をしたうえで、補助犬と飼い主が過ごせる場所の確保などを、事前に検討すること。

（７）ペット同行避難者（飼い主）への指示

ペットの一時飼育場所などにおいて、次のような事柄や苦情が発生した場合は、該当するペットの飼い主または飼い主の会の代表者に対して改善するように指示をすること。

飼い主または飼い主の会の代表者への指示事項

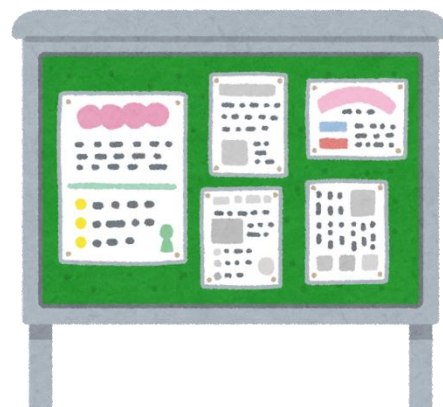
【例】

- ・ペットの一時飼育場所において、適切な飼育・衛生管理（給餌・清掃・排泄物の処理など）がされていない場合
- ・他の避難者からの指摘（臭い・鳴き声・抜け毛など）があった場合

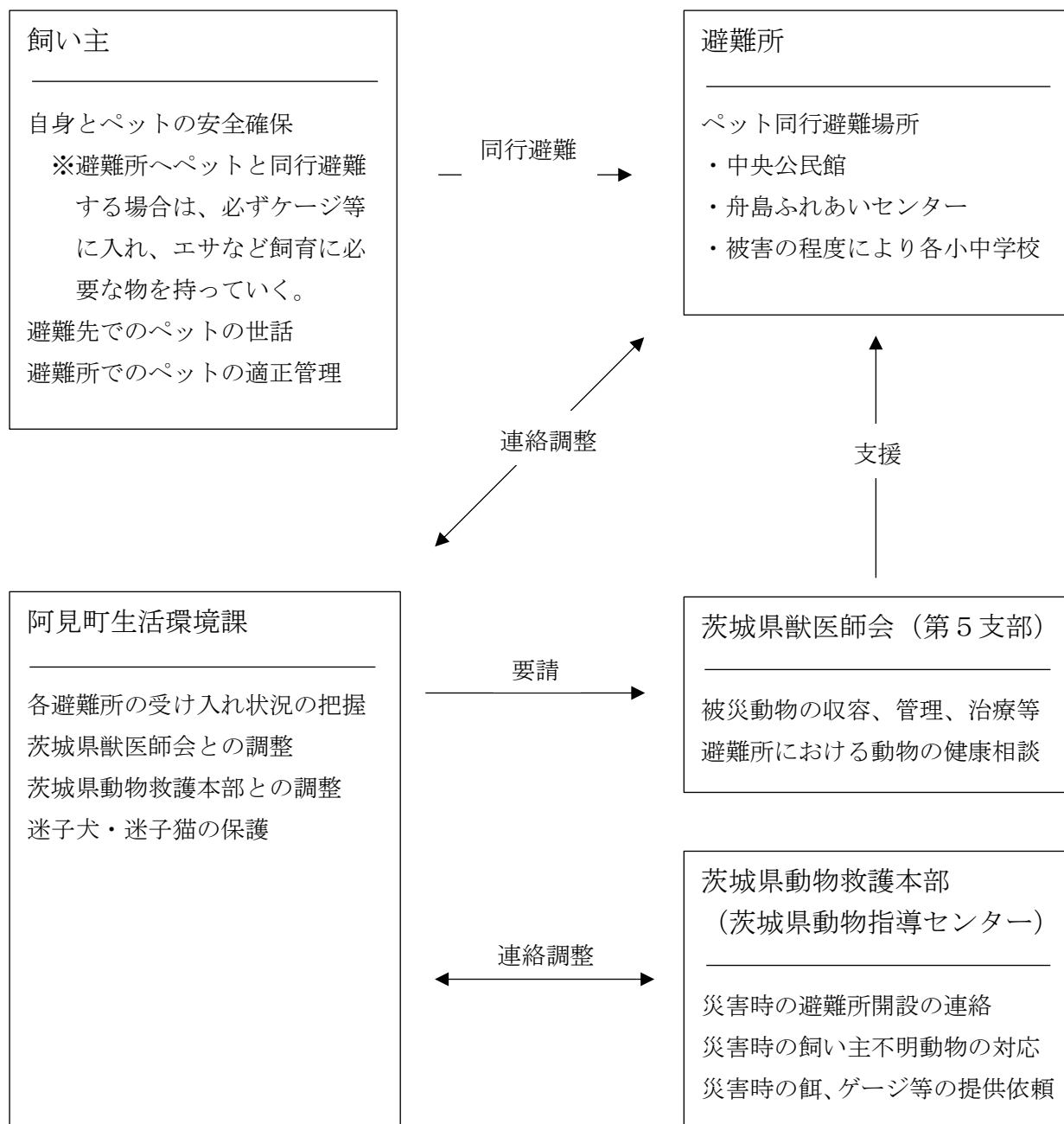
（８）避難者への周知

飼い主以外の避難者に、避難所にペットが飼育されていることを周知すること。また、ペットに起因する事故（咬みつки）などのトラブル防止のため、飼い主以外がペットの一時飼育場所に立ち入らないよう、避難所内において掲示板に張り紙などで啓発するなど、注意を呼び掛けること。

※避難者の受入時や掲示などで「ペットの一時飼育場所」であることを伝えること。



(9) 災害時の活動関係図 (大災害時)



(様式 1)

16

(様式2)

同 意 書

- ・受け入れるペットの種類は、犬・猫とする。
- ・ペットはケージに収容する。ただし、受入場所が屋外の場合は、係留も認める。
- ・避難所では、飼い主とペットは別々の部屋（場所）で過ごす。
- ・犬の場合、2 年以内に狂犬病予防注射の接種をしている。
- ・ペットの飼養はフン尿などの始末を含め、飼い主（迷い動物を持ち込んだ人も含む。以下「飼い主」という。）が行う。長期避難になった場合は、避難所ごとで組織する「飼い主の会」に必ず入会し、飼い主が全体で協力して避難動物の飼養を行うこと。
- ・ケージやエサ等、ペットに関わる必要物品は飼い主が用意する。
- ・飼い主は、ペットが感染症等にかかる可能性があることを承知しておく。
- ・飼い主は、避難所のルール及び運営者の指示に従う。

上記の8項目すべて同意いたします

氏名

(様式3)

個別識別票 (犬・猫)

避難所名	
登録番号	
ペットの名前	
飼い主氏名	
特記事項	

(様式4)

ペット飼育者一覧表

避難所名：

番号	No	入所日	退所日	飼い主（住所・氏名） 所有者不明（保護した場所・保護した人）	種別	ペットの 名前	性別	毛色	その他

避難中のペット飼育環境

災害の種類や被災状況、自らの状況を踏まえて、以下のような選択肢から適切な飼育環境を選択してください。

1 避難所生活

避難所運営職員の指示に従い、飼い主が責任をもって飼育・衛生管理を行いましょう。避難が長期的になる場合は、飼い主同士の協力体制を作りましょう。

2 在宅避難

避難所への避難ではなく、自宅に留まる避難です。在宅避難を考えている方は、事前に自宅が安全なのかをハザードマップなどにより確認しておきましょう。

3 車の中で飼育

ペットを社内で飼育すると、ペットの健康を損なう恐れがあります。車内で飼育する場合は温度や湿度を確認し、熱中症などに気をつけましょう。

4 一時預け先での飼育

災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院または民間団体の施設などを、事前に確認しておきましょう。

裏表紙

ペット防災ハンドブック



この手帳は、災害時にペットと安全に避難し、安心して生活するための手引きとして作りました。災害に対しての備えや、災害時の注意事項をまとめ記載しています。記入後は、ペット用非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せるようにしてご活用ください。

阿見町

表紙

住まいの防災

- ☐ 住まいの耐震強度の確認
- ☐ 家具の固定、転倒・落下防止
- ☐ 飼育ゲージの固定、転倒防止
- ☐ ペットの避難場所（隠れ場所）の確保（ゲージ等）

ペット同行避難所、避難経路の確認

- ☐ 避難所までの安全な避難経路の把握
- ☐ ハザードマップなどで危険な場所の把握
- ☐ ペット同行避難受け入れ条件などの確認
- ☐ ペット同行避難訓練への参加
- ☐ いざというときの一時預け先の確保
- ☐ 個人の防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成

「ペット同行避難」とは、災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、指定された避難所に避難することで、避難所において飼い主がペットと同室で飼育管理することではありません。

ペットの情報

写真

ペットの外見や特徴がわかる写真を貼りましょう。

ペットの名前：_____

ペットの種類：犬・猫

犬種・猫種：_____

体色：_____ 体重 _____ kg

性別：オス・メス

避妊・去勢手術：未・済

登録番号（犬のみ）：_____

マイクロチップ：無・有（No. _____）

その他の特徴：_____

飼い主の情報

写真

飼い主とペットと一緒に写っている写真を貼りましょう。
飼い主であることを証明するときに役に立ちます。

住所：〒

氏名：

電話番号：

携帯番号：

○かかりつけの動物病院

病院名：

電話番号：

1

災害発生時の対応

- ☐ まずは飼い主の身の安全を確保しましょう。
- ☐ ペットが動揺している場合があります。落ち着いてペットの安全を確認してください。
- ☐ 犬は首輪にゆるみがないか確認し伸縮しないリードに付け、小型のペットはケージに入れて避難してください。
- ☐ 避難するときは見知らぬ動物に近づかず、不用意に手を出さないでください。

災害の心得

- ☐ まずは、自らの安全を確保しましょう。次にペットの適正飼養に努めましょう。
- ☐ 平常時からのしつけや健康管理が、最も有効な災害対策になります。
- ☐ ペットを守ることができるのは飼い主だけです。周囲と協力して、ペットと共に災害を乗り越えましょう。

6

✕きりとり

日頃からの備え

- ☐ 狂犬病予防注射と各種ワクチンの接種
- ☐ ノミ・ダニなどの外部寄生虫の予防・駆除
- ☐ フィラリアなどの内部寄生虫の予防・駆除
- ☐ 不妊・去勢手術の実施
- ☐ 首輪
- ☐ 迷子札
- ☐ 鑑札（犬のみ）
- ☐ 狂犬病予防注射済票（犬のみ）

基本的なしつけ

- ☐ 「おいで」「おすわり」「まて」などのしつけ
- ☐ 決められた場所で排泄
- ☐ 人と動物との接触に慣らす
- ☐ キャリーバックやゲージに慣らす
- ☐ 様々な音や物に慣らす
- ☐ 不必要に吠えない・鳴かない

動物用避難用品の準備

最優先物品

- ☐ ペットフード5日分（できれば7日分）
- ☐ 療法食
- ☐ 飲料水5日分（できれば7日分）
- ☐ 食器
- ☐ ゲージ、キャリーバック、リード（伸びないもの）
- ☐ 常用薬
- ☐ ペットシート等トイレ用品
- ☐ 消臭スプレー
- ☐ 毛布

あると便利なもの

- ☐ ブラシ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ タオル
- ☐ ポリ袋
- ☐ ガムテープ（ゲージの補修などに）
- ☐ 匂いのついたおもちゃ

3

21

4